

○財務省令第二十五号

関稅定率法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十四号）及び関稅定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整備等に関する政令（平成二十一年政令第一百十号）の施行に伴い、並びに關係法令の規定に基づき、関稅法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

財務大臣臨時代理

國務大臣 金子 一義

関稅法施行規則等の一部を改正する省令

（関稅法施行規則の一部改正）

第一条 関稅法施行規則（昭和四十一年大藏省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号ト中「第九条第一号ト及び第二号ト」を「第八条の三第一号ト及び第二号ト、第八条の五第一号へ及び第二号へ」に改める。

第四条の六に次のただし書を加える。

ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

第四条の六第一号を次のように改める。

一 申請者（令第四十二条第一項第一号に規定する申請者をいう。次号において同じ。）（その者が法人である場合を除く。）の性別、生年月日及び履歴

第四条の六第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「第四十三号」を「第四十三号第六号」に改め、「氏名」の下に「性別、生年月日」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 申請者（その者が法人である場合に限る。）の役員の氏名、性別、生年月日及び履歴、資本金並びに事業の内容

第四条の十一中「第四十三号第四号」を「第四十三号第六号」に改める。

第五条第二号中「前号に掲げるもののほか、」を削り、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に、「博覧会等のうち、税関長が」を「博覧会等（」に、「これらの者の開催に係るものに限る博覧会等」として承認したもの」を「税関長が承認したものに限る。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会及び国際機関又は本邦若しくは外国の政府若しくは地方公共団体が開催する博覧会等

二 一般社団法人又は一般財団法人が開催する博覧会等（その目的、内容等を勘案して税関長が承認したものに限り。）

第六条中「前条第二号」を「前条第二号又は第四号」に改める。

第七条の三に次のただし書を加える。

ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

第七条の三第一号中「の役員の氏名及び経歴並びに資本金（その者が法人である場合に限る。）」を「（その者が法人である場合を除く。）の氏名、性別、生年月日及び履歴」に改め、同条第二号中「業務の種類」を「申請者（その者が法人である場合に限る。）の役員の氏名、性別、生年月日及び履歴、資本金並びに業務の種類」に改め、同条第三号中「氏名」の下に「、性別、生年月日」を加え、同条第四号中「ホまで」を「チまで」に改める。

第八条中「第六十七条の三第一項」を「第六十七条の三第一項第一号」に、「第五十九条の八第一項」を「第五十九条の九第一項」に、「第五十九条の八第四項」を「第五十九条の九第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（貨物確認書の記載事項）

第八条の二 令第五十九条の七第六号（貨物確認書の記載事項）に規定する財務省令で定める事項とは、次に掲げる事項とする。

- 一 特定製造貨物（法第六十七条の十三第三項第二号イ（製造者の認定）に規定する特定製造貨物をいう。以下同じ。）の仕向地
- 二 法第七十条第一項又は第二項（証明又は確認）に規定する他の法令の名称及び当該他の法令の条項（同条第一項又は第二項に規定する証明を要する場合に限る。）
- 三 特定製造貨物が置かれている場所の名称
- 四 特定製造貨物を外国貿易船又は外国貿易機に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港の名称

第九条を第八条の三とし、同条の次に次の三条を加える。

（申請書の記載事項）

第八条の四 令第五十九条の十四第一項第三号（認定製造者の認定の申請の手続等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一 申請者（令第五十九条の十四第一項に規定する申請者をいう。次号及び第七号において同じ

- 。) (その者が法人である場合を除く。) の性別、生年月日及び履歴
- 二 申請者 (その者が法人である場合に限る。) の役員の氏名、性別、生年月日及び履歴、資本金並びに業務の種類及び概要
- 三 特定製造貨物管理業務 (法第六十七条の十三第三項第二号イ及びロ (製造者の認定) に規定する業務をいう。次条第一号イ及び第二号イにおいて同じ。) に直接携わる担当者の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴
- 四 特定製造貨物輸出者 (令第五十九条の十四第一項第二号に規定する特定製造貨物輸出者をいう。次号及び第八号において同じ。) (その者が法人である場合を除く。) の性別、生年月日及び履歴
- 五 特定製造貨物輸出者 (その者が法人である場合に限る。) の役員の氏名、性別、生年月日及び履歴並びに資本金
- 六 特定製造貨物輸出申告 (法第六十七条の三第二項 (輸出申告の特例) に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。) に関する業務に直接携わる担当者の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴
- 七 申請者について法第六十七条の十三第三項第一号イからチまでのいずれかに該当する場合には、その事実

八 特定製造貨物輸出者について法第六十七條の十三第三項第三号イに該当しない場合には、その事実

九 特定製造貨物を管理する場所の所在地及び名称

(実施規則の記載事項)

第八條の五 法第六十七條の十三第三項第二号ハ(製造者の認定)に規定する財務省令で定める事項とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 認定を受けようとする者が法人である場合 次に掲げる事項

イ 法及び他の法令(以下この条において「法令」という。)に基づき特定製造貨物管理業務を適正かつ確実に行うために必要な体制を整えるための次に掲げる事項

(1) (2)及び(3)に規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

(2) 特定製造貨物管理業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

(3) 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ロ イの(1)から(3)までに定める部門における業務の具体的内容及び手順

ハ 認定を受けようとする法人の事業又は業務に関し、役員、代理人、支配人その他の従業者が法令(法その他関税に関する法令を除く。)の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項

- ニ 特定製造貨物の運送又は管理に関する業務の一部を他の者に委託している場合にあっては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項
- ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置
- ヘ 認定を受けようとする法人の財務の状況に関する事項
- ト その法人の役員、代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項
- チ 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項
- リ その他参考となるべき事項
- 二 認定を受けようとする者が法人以外の者である場合 次に掲げる事項
- イ 法令に基づき特定製造貨物管理業務を適正かつ確実にを行うために必要な次に掲げる事項
 - (1) (2)及び(3)に規定する業務を総括する者の氏名
 - (2) 特定製造貨物管理業務を行う者の氏名
 - (3) 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う者の氏名
- ロ イの(1)から(3)までに定める業務の具体的内容及び手順
- ハ 認定を受けようとする者が、その事業又は業務に関し、法令（法その他関税に関する法令

を除く。)の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項

ニ 特定製造貨物の運送又は管理に関する業務の一部を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項

ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

ヘ 認定を受けようとする者の財務の状況に関する事項

ト その他参考となるべき事項

(届出書の記載事項)

第九条 令第五十九条の十五第四号(認定製造者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出の届出)に規定する財務省令で定める事項は、法第六十七条の十三第一項(製造者の認定)の認定を受けている必要がなくなつた理由とする。

第九条の六に次のただし書を加える。

ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

第九条の六第一号を次のように改める。

一 申請者（令第六十九条第一項に規定する申請者をいう。次号において同じ。）（その者が法人である場合を除く。）の性別、生年月日及び履歴

第九条の六第二号中「通関業務（」を「申請者（その者が法人である場合に限る。）の役員の氏名、性別、生年月日及び履歴、資本金並びに通関業務（」に改め、同条第三号中「氏名」の下に「性別、生年月日」を加え、同条第四号中「ニまで」を「チまで」に改める。

第九条の七第二号中「及び特定委託輸出申告」を削る。

（関税定率法施行規則の一部改正）

第二条 関税定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二号中「前号に掲げるもののほか、」を削り、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に、「博覧会等のうち、税関長が」を「博覧会等（」に、「これらの者の開催に係るものに準ずる博覧会等として承認したもの」を「税関長が承認したものに限る。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会及び国際機関又は本邦若しくは外国の政府若しくは地方公共団体が開催する博覧会等

二 一般社団法人又は一般財団法人が開催する博覧会等（その目的、内容等を勘案して税関長が

承認したものに限る。)

第二条の三中「前条第二号」を「前条第二号又は第四号」に改める。

第二条の四第二項中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

(関税暫定措置法施行規則の一部改正)

第三条 関税暫定措置法施行規則(昭和四十四年大蔵省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第五〇・〇五の項を削る。

(財務省組織規則の一部改正)

第四条 財務省組織規則(平成十三年財務省令第一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第四項中「特定輸出者」の下に「、認定製造者」を加える。

第三百十二条の二第一号及び第二号並びに第三百十九条の二第二項第一号中「並びに」の下に「認定製造者及び」を加える。

附 則

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定(関税法施行規則第五条及び第六条の改正規定を除く。)は同年七月一日から施行する。